

教育委員会定例会議事日程

令和4年10月21日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方（修正素案）に関する市民意見募集について

3 審議案件

教委第31号議案 横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正について

教委第32号議案 横浜市国際学生会館の指定管理者の指定に関する意見の申出について

教委第33号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第34号議案 横浜市学校保健審議会委員の任命について

教委第35号議案 教職員の人事について

教委第36号議案 教職員の人事について

教委第37号議案 教職員の人事について

教委第38号議案 教職員の人事について

4 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 9/16 本会議（第3日）議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付託
決算第一特別委員会（運営方法等協議）
- 9/28 決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）
- 10/4 決算第一特別委員会（局別審査）
- 10/14 決算第一特別委員会（採決）
本会議（第4日）決算議決、追加議案上程・質疑・付託、追加議案議決
- 10/17～10/19 こども青少年・教育委員会（視察）

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方（修正素案）に関する
市民意見募集について

3 その他

横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方（修正素案）に関する市民意見募集について

昨年度取りまとめた「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方（素案）」（以下、「整備等に関する考え方（素案）」と言う。）について、PTAや学識経験者、特別支援学校長会等の関係者と意見交換を進めてきました。

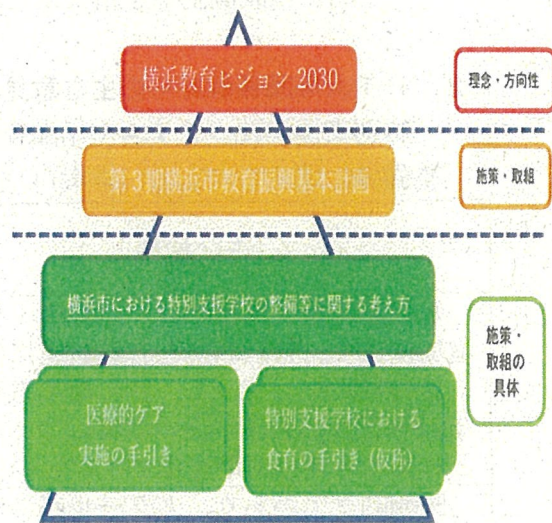
さらに幅広く保護者や市民の声を丁寧に伺い、それらを活かして特別支援教育全体の一層の充実を図るため、「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方（修正素案）」（以下、「整備等に関する考え方（修正素案）」と言う。）について、市民意見募集を実施します。

1 「整備等に関する考え方（素案）」概要について

(1) 位置づけ

特別支援教育の推進全般については「第3期横浜市教育振興基本計画」の中で、多様なニーズに対応した特別支援教育の推進を基本的な方向性に掲げており、今後もこの計画に基づき施策展開を図っていきます。

整備等に関する考え方は、令和3年9月の特別支援学校設置基準（文部科学省令。以下、「設置基準」と言う。）や令和4年3月の「かながわ特別支援教育推進指針」（以下、「県指針」と言う。）を受け、特に本市の特別支援学校の整備等を中心とした内容としてまとめていくものです。



(2) 施策の方向

ア 特別支援学校の整備等

○県指針で示された新設・増改築する県立特別支援学校3校（本市東部地域（知的障害教育部門と肢体不自由教育部門併置）・川崎南部地域に新設（知的障害教育部門）、湘南地域に増改築（肢体不自由教育部門））のうち、本市東部地域への新設については、県教育委員会に協力して実現を目指します。

○また、他2校（川崎南部地域、湘南地域）についても、それぞれ本市と隣接しており、今後本市域を含む通学区域の調整を行う中で、横浜市民の受け入れが増加することが見込まれます。

○それぞれの地域の実情に応じて、既存の県立高等学校施設を活用した分教室（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備や適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など多様な学びの場の整備を進めるとしています。

今後の県立特別支援学校新設等の状況に合わせて、県教育委員会と協議を進め、既存の特別支援学校の通学区域を順次変更します。

イ 医療的ケア児への取組の充実

- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、引き続き、人工呼吸器を使用する児童・生徒の校内での保護者の付添い解消や、スクールバスの運行中に医療的ケアが実施できないためにバスに乗車できていない児童・生徒への通学支援等に、より一層力を入れて取り組んでいきます。
- また、学校看護師の体制拡充や、指導的看護師の育成、研修の充実など人材育成に取り組むとともに、医療機関や各種専門職、保護者等との連携を強化させていきます。

ウ その他（設置基準への対応）

- 設置基準では、既存の特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができるとされています（可能な限り速やかに設置基準を満たすよう努めることとの付記あり）。小学校と併設する小規模な肢体不自由特別支援学校については、双方への教育的効果を勘案しつつ学校施設の計画的な保全を行いながら長期的には設置基準を踏まえた教育環境の整備・充実を目指します。

2 P T A等関係者からの主な意見及び素案からの主な変更点

特別支援学校のP T Aや学識経験者、特別支援学校校長会等からいただいた意見に基づき、「整備等に関する考え方（素案）」を変更し、修正素案に反映させました。

主な意見	主な変更点等（修正素案への反映点等）	修正素案該当箇所
知的障害特別支援学校では児童・生徒の増加により、特別教室を普通教室に転換する等の対応をしている。特に南部方面への知的障害特別支援学校の増設について、市としても必要な対応を進めてほしい。	市南部地域・西部地域における児童・生徒数の動向や状況等を注視し、必要に応じて既存の市立特別支援学校（知的障害教育部門）の増築等の対応について検討	P. 12
医療的ケアがあり、スクールバスに乗れない児童・生徒への通学支援について、まだ充足していない。現在は1人1台で福祉車両を運行しているが、複数人で乗り合わせる等、今後の展開の方法について検討し、通学の保障を積極的に進めてほしい。	スクールバス乗車中に医療的ケアをすることが難しいため乗車できていない児童・生徒への通学支援の更なる拡充	—
築年数が古い学校ではその都度、小規模修繕で対応しているが、それでは追いつかないところもある。ぜひ、計画的な建替えを検討してほしい。	・ 県立特別支援学校の新設等に協力していくとともに、長期的には小学校併設の市立肢体不自由特別支援学校について設置基準を踏まえた建替え等を検討	P. 14
県立特別支援学校3校の新設・増設には期待しているが、それまでの間の対応も検討してほしい。その際には保護者や学校現場の意見をよく聞いてほしい。	・ 学校施設の計画的な保全や教室・設備改修等、短期・中期的な教育環境の整備・充実 ・ I C Tを活用したサテライト方式による授業展開の検討実施など、ハード面の環境整備の検討	P. 14
保護者としては、教職員の方々の技術に頼るしかない面がある。先生の専門性を発揮できるような環境づくりをお願いしたい。	・ 児童・生徒がそれぞれの場で学びを深めることができるよう必要な環境整備 ・ 特別支援教育にかかる専門研修など、教職員の専門性の向上	P. 15

3 市民意見募集の実施概要

(1) 期間

令和4年10月26日(水)～11月25日(金)(予定)

(2) 周知先等

横浜市ホームページ、各区の区政推進課(広報相談係)、市立特別支援学校 等

4 今後のスケジュール

令和4年10月～11月 市民意見募集の実施

令和4年12月 市民意見募集結果のとりまとめ

令和5年3月 「整備等に関する考え方」策定

横浜市における特別支援学校の整備等に関する 考え方（修正素案）

※ 下線部分（数値等の時点修正や軽微な文言整理・修正は除く）が素案からの修正点です。

横浜市教育委員会

令和4年9月

目次

1	策定の趣旨	1
2	整備等に関する考え方の位置づけ	4
3	市立特別支援学校の現状と課題	5
	(1) 市立特別支援学校に在籍する児童生徒の状況	5
	(2) 医療的ケアのある児童生徒の状況	7
	(3) 市立特別支援学校の整備状況	8
	(4) 児童生徒の通学支援状況	8
4	施策の方向	10
	(1) 特別支援学校の整備等	10
	ア 知的障害教育部門	11
	イ 肢体不自由教育部門	12
	(2) 医療的ケアへの取組の充実	13
	(3) 設置基準への対応	14
	(4) 障害別各校への対応	14
	(5) その他	15
5	見直しの視点	15

はじめに

横浜市の特別支援教育は、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもたちに、あらゆる教育の場で、一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行い、可能性を最大限に伸ばしていくことを目指しています。

平成30年3月には横浜市の教育の理念と方向性を示す「横浜教育ビジョン2030」、同12月にはビジョンを具現化するアクションプランとして「第3期横浜市教育振興基本計画」（平成30年～令和4年）を策定しました。

その中で、全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築、一般学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への支援、障害特性に応じた個別支援学級における教育、特別支援学校の充実、特別支援教育相談システムの充実をそれぞれ進めています。

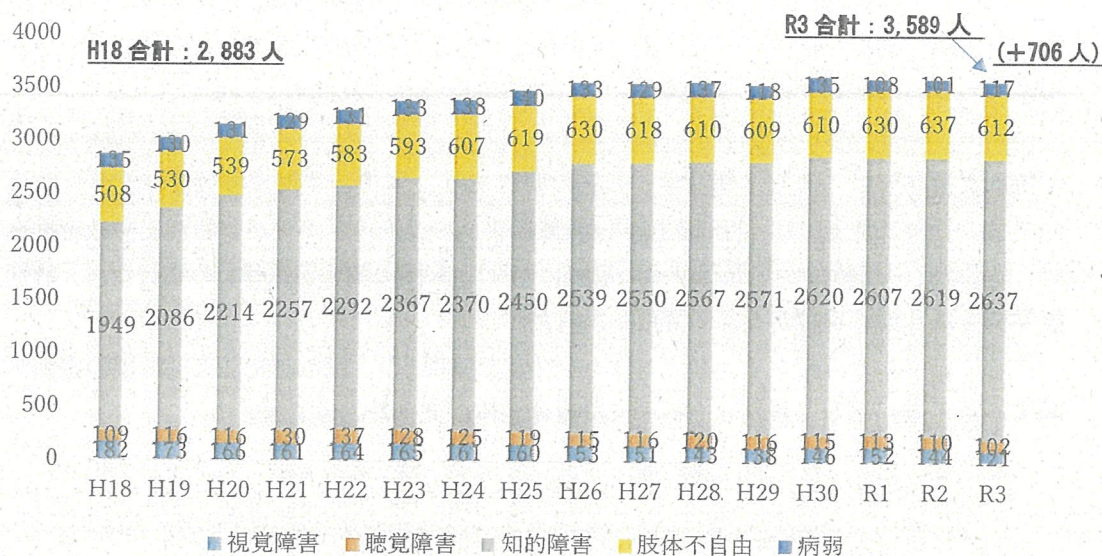
特別支援学校はこれら多様な学びの場の要であり、本市の特別支援教育の土台をなすものです。令和3年度には「特別支援学校設置基準」の公布や「かながわ特別支援教育推進指針」の公表、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行など、特別支援学校を取り巻く環境が大きく変化しました。

そこでこうした状況から、本市における対応を整理し、「横浜市特別支援学校の整備等に関する考え方」として策定し、特別支援教育全体の充実を図ります。

1 策定の趣旨

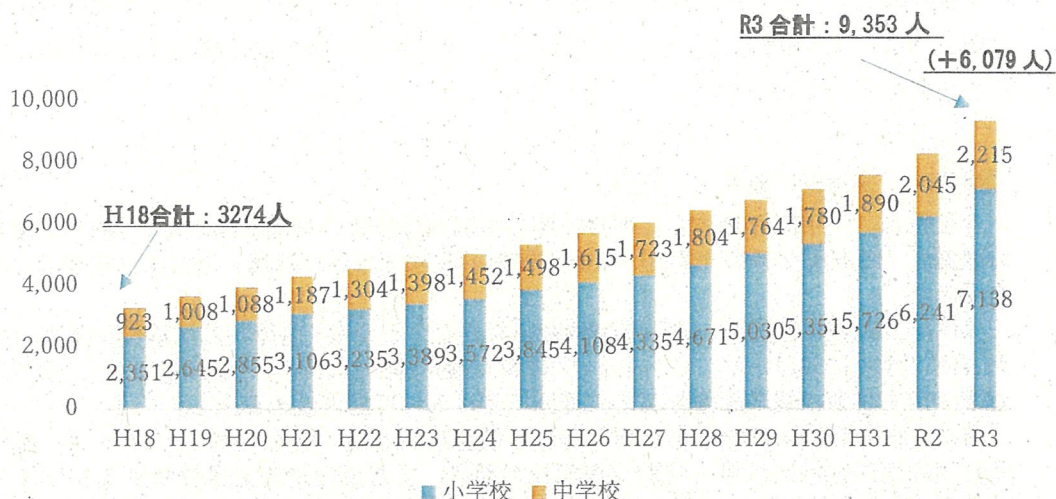
- 本市には盲、ろう、知的障害、肢体不自由、病弱の全ての障害種の市立特別支援学校 13 校があるほか、県立、国立、私立を加えると 25 校の特別支援学校が設置されています。在籍する児童生徒等の人数は平成 18 年度から令和 3 年度までに 706 人（学校数は 5 校）増加し、令和 3 年度は 3,589 人（平成 18 年度の約 1.2 倍）となっており、学校によっては特別教室を普通教室に転用するなどの対応をして、受け入れを図っています。また、医療的ケアのある児童生徒のケアの幅も広がるなど、障害の重度・重複化、多様化がますます進んでいます。

【図 1：市内にある市立、県立、国立、私立の特別支援学校の児童生徒等数】

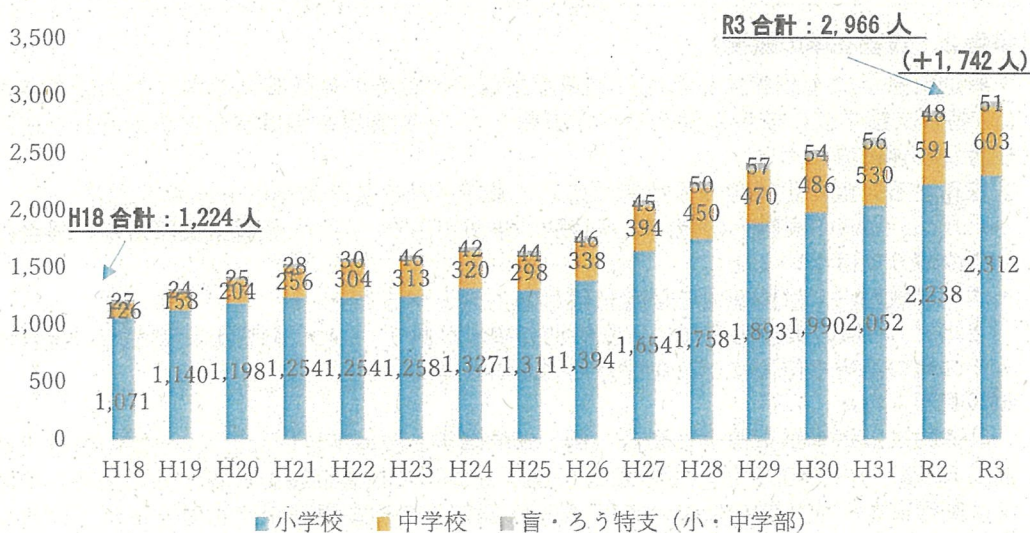


- また近年、少子化傾向が進んでいますが、市立小・中学校の個別支援学級に在籍する児童生徒は増加しています。平成 18 年度から令和 3 年度までに 6,079 人増加し、令和 3 年度は 9,353 人（平成 18 年度の約 2.9 倍）となっており、特別支援学校在籍児童・生徒数の増加率を大きく超えています。
- 通級指導教室においても同様の状況で、平成 18 年度から令和 3 年度までに 1,742 人増加し、令和 3 年度は 2,966 人（平成 18 年度の約 2.4 倍）となっており、特別支援学校のみならず、特別な支援を必要とする児童生徒が全体として増加している状況です。

【図2：市立小中学校等の個別支援学級の児童生徒等数】



【図3：市立小中学校等の通級指導教室の児童生徒等数】



- 国においては、全国的に慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月、学校教育法第三条に基づき、初めて特別支援学校設置基準（文部科学省令）（以下、「設置基準」という。）を制定し、特別支援学校を設置するのに必要な設備や面積等の最低基準を示し、令和4年4月（施設に関する規定は令和5年4月）から施行されています。

- 神奈川県教育委員会においては、令和4年3月、県内におけるインクルーシブ教育の進展を踏まえ、特別支援教育の推進を図ることを目的に「かながわ特別支援教育推進指針」（以下「県指針」という。）を策定し、県立特別支援学校の整備等に取り組んでいく方針を示しています。

【参考1：県指針の概要（一部）】

今後概ね10年間を見通した神奈川県の特別支援教育の推進に関して、「特別支援学校の整備」、「医療的ケアの充実」、「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、施策の方向性を示した。

県内を8地域に区分し、特別支援教育を必要とする児童・生徒数の推移や将来人口推計、県立高等学校におけるインクルーシブ教育実践推進校への進学状況等に加え、国が設置基準で示す校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能人数を算出している。

特に今後の受け入れ枠不足が想定される横浜東部地域（鶴見・神奈川・西・中・南区）及び川崎南部地域には県立特別支援学校の新設、また湘南地域の県立特別支援学校の増改築等、県立高等学校を活用した分教室（高等部知的障害教育部門）等の教育環境の整備や適正配置、通学区域の変更等を検討する旨の記載がある。

【参考2：設置基準の概要】

特別支援学校を設置するために必要な設備や面積等の最低限の基準。この設置基準では、特別支援学校の校舎に備えるべき施設として、図書室や保健室などが示されたほか、校舎及び運動場について、

- ・在籍する児童・生徒等の人数等に応じて算定される基準面積以上とすること
ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではないこと
- ・同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする
ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる

等が明示された。

具体的には障害が重複する場合（例：知的障害と肢体不自由など）、一定の係数（幼稚園1.67倍、小中学部2倍、高等部2.67倍）をかけて校舎面積を計算することや、中学部又は高等部を有する学校においては3,600㎡以上の運動場面積が必要とされているなどである。ただし、当分の間、設置基準によらないことができる（可能な限り速やかに設置基準を満たすよう努めることと付記）。施行は令和4年4月（施設に関する規定は令和5年4月）。

※令和3年5月1日時点の在籍児童・生徒数に基づき算定したところ、病弱特別支援学校を除く市立12校のうち、校舎面積が基準に満たない学校は5校

- こうした特別支援学校を取り巻く状況の変化を受け、本市としても県指針を踏まえ、概ね今後、10年程度を見据えた「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」（以下、「整備等に関する考え方」と言う。）を策定します。

2 整備等に関する考え方の位置づけ

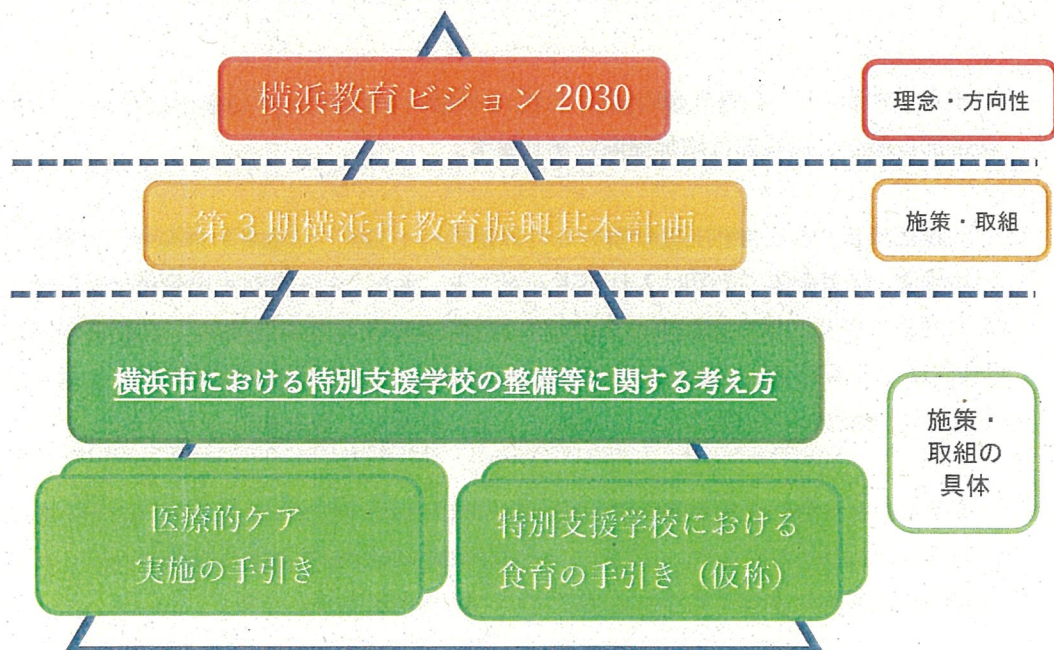
- 特別支援教育全般については「横浜市教育振興基本計画」（第3期計画の計画期間：2018年度～2022年度）」の中で、多様なニーズに対応した特別支援教育の推進を基本的な方向性に掲げ、現状や課題認識を踏まえた取組を推進しており、今後もこの計画に基づき施策展開を図っていきます。なお、今後策定予定の第4期横浜市教育振興基本計画においても、同様の考え方で進めていきます。

整備等に関する考え方については、この度、示された設置基準や県指針を受けて、特に特別支援学校の整備や配置を中心とした内容としてまとめていくものです。

- 整備等に関する考え方以外に、「横浜教育ビジョン 2030」や「第3期横浜市教育振興基本計画」を基本として、これまでに特別支援教育の実践に関わる様々な手引等を策定しています。

具体的には、多様化、高度化、個別化する医療的ケアに対応するための「医療的ケア実施の手引き」や、児童生徒の食育、食形態の充実および教職員の摂食に関する指導力向上を図るための「特別支援学校における食育の手引き～一人ひとりを大切にされた給食提供と食事指導のあり方～（仮称）」など、それぞれの現状や課題に特化したものです。

整備等に関する考え方は特別支援学校のみが対象ですが、今後、小・中学校等を含む全ての学びの場に共通する実践の手引き等についても策定していきます。これら計画、手引き等に基づき、総合的な視点を持ちつつ、より具体的な取組を進めていきます。

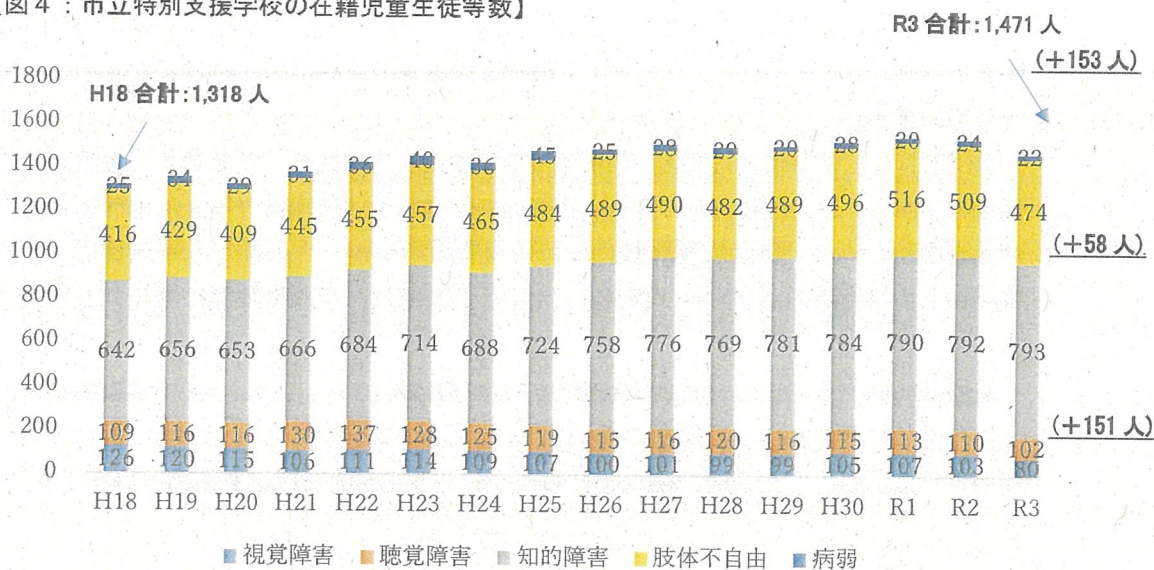


3 市立特別支援学校の現状と課題

(1) 市立特別支援学校に在籍する児童・生徒数の状況

- 市立特別支援学校に在籍する児童・生徒数は、平成18年度から令和3年度までに153人（学校数は2校）増加しています。
- 障害種別の増加内訳としては、肢体不自由特別支援学校の児童生徒が58人増加し、令和3年度は474人に、知的障害特別支援学校の児童・生徒数は151人増加し、793人となっています。一方、ろう特別支援学校、病弱特別支援学校は横ばい、盲特別支援学校は減少傾向にあります。

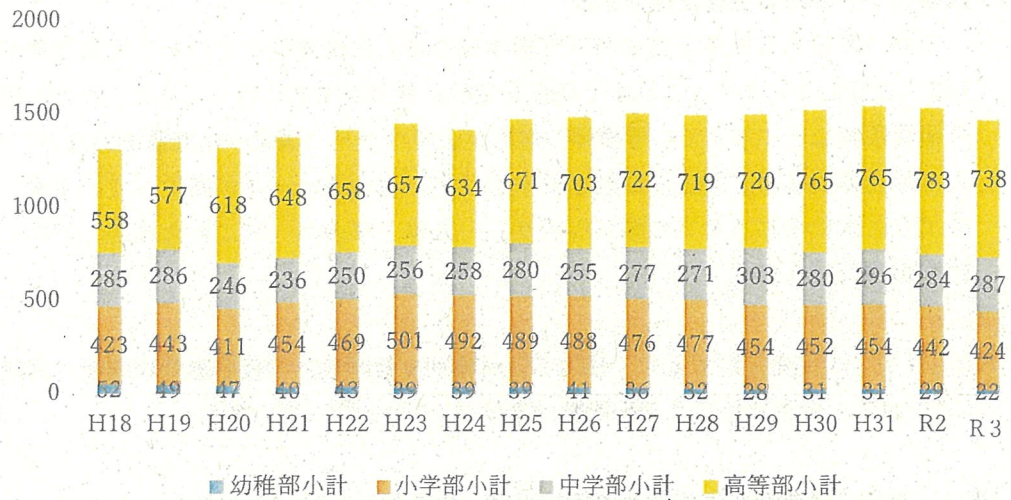
【図4：市立特別支援学校の在籍児童生徒等数】



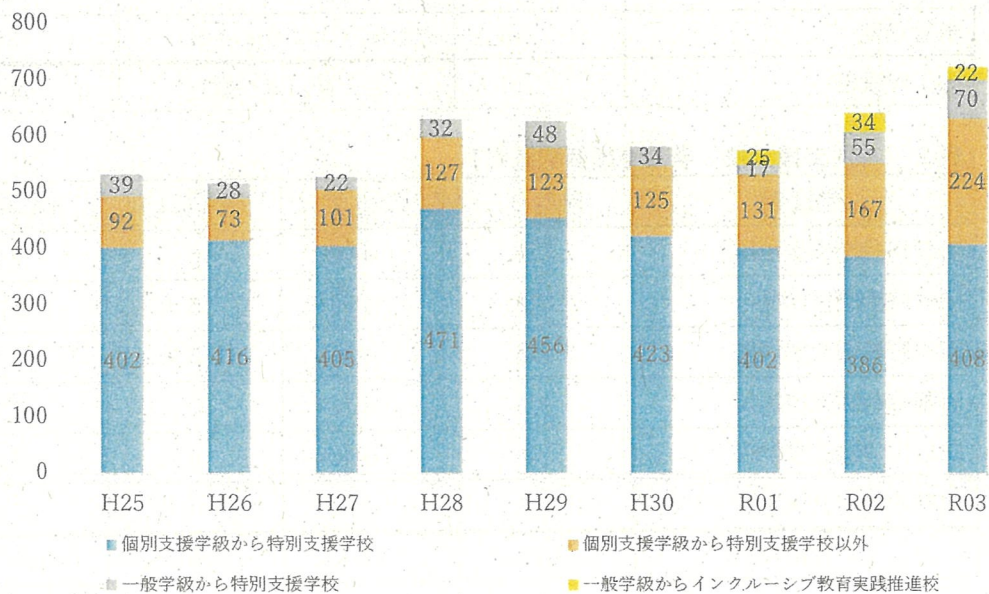
- また、学部ごとの在籍者数の推移では、小学部・中等部に大きな変化はないものの、幼稚部は減少、高等部は増加傾向にあります。
- 幼稚部は盲・ろう特別支援学校のみを設置されており、保護者の就労や、自宅に近い幼稚園・保育園等での受け入れが進んだこと、また、ろう特別支援学校においては人工内耳の普及に伴う相談先の変化等が背景にあると考えられます。在籍者数が減少しても、早期療育の必要性が変わることはなく、盲・ろう特別支援学校による相談や受け入れ施設への助言など、間接的な支援は今後も一層重要になります。
- 高等部は、全体に占める割合が平成18年度には42.3%だったものが、令和3年度には50.1%となっています。これは中学校の個別支援学級在籍数の増加に伴い、特別支援学校高等部に進学する生徒が増えているためと推測されます。

一方、最近では県が推進しているインクルーシブ教育実践推進校や民間法人が展開するサポート校など中学校卒業後の進路選択の幅が広がっています。個別支援学級における中学校卒業後の進路状況をみると、平成 25 年度は個別支援学級等在籍者の約 18%（92 人）が高等学校やサポート校などの特別支援学校高等部以外に進学していましたが、令和 3 年度にはその比率が約 31%（224 人）と増加しています。

【図 5：市立特別支援学校の学部ごとの在籍児童生徒等数】



【図 6：中学校個別支援学級等 卒業後の進路先】



【参考3：インクルーシブ教育実践推進校】

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、全ての生徒が同じ場で共に学び共に育つ取組を実践している。令和2年度には、新たに県立高校11校を指定し、合わせて14校となった。（「県指針」より抜粋）

(2) 医療的ケアのある児童生徒の状況

- 市内に6校ある肢体不自由特別支援学校を中心に医療的ケアのある児童生徒が約160人在籍しています。これまで研修を受けた教員が中心に行ってきた、たんの吸引や経管栄養などに加えて、看護師の対応が必要なケア（導尿や血糖値測定など）や、人工呼吸器対応など高度な技術を要するケアに対するニーズが高まっています。このように求められるケアの幅が広がり、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応していく必要があります。
- こうした状況を踏まえて、肢体不自由特別支援学校に学校看護師を順次、増配置しており、令和4年5月の配置数は全体で35人となっています。

【表1：特別支援学校の医療的ケア実施児童・生徒数】*令和4年5月現在、通学籍・延べ数

医療的ケア	人数	医療的ケア	人数
たんの吸引	120人	酸素療法	38人
経管栄養	111人	導尿	15人
気管切開	36人	その他（エアウェイ等）	35人
人工呼吸器	10人	合計（延べ数）	365人

【表2：特別支援学校 学校看護師配置数】

学校名	R1.5.1	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1
上菅田特別支援学校	3人	4人	6人	7人
中村特別支援学校	3人	4人	5人	6人
東俣野特別支援学校	2人	4人	5人	5人
若葉台特別支援学校	3人	4人	5人	6人
左近山特別支援学校	2人	4人	4人	4人
北綱島特別支援学校	3人	4人	5人	7人
合計	16人	24人	30人	35人

(3) 市立特別支援学校の整備状況

- 特別支援学校の設置義務は都道府県にあります。これまで本市は、市内で特別支援学校が不足する状況を踏まえて、神奈川県と協力しながら、学校教育法に規定されるすべての障害種の特別支援学校を設置してきました。特に、昭和40年代以降の本市の急激な人口増加と、昭和54年の養護学校教育の義務化への早急な対応が必要だった時期に、多くの学校を設置した経過があります。

近年では、高等部進学希望への対応としての高等特別支援学校の設置（平成19年二つ橋高等特別支援学校等）や、用途廃止施設の活用による整備（平成18年浦舟特別支援学校、平成25年若葉台特別支援学校、平成31年度左近山特別支援学校）、県立特別支援学校整備の協力（平成25年県立横浜ひなたやま支援学校）を進めてきました。



【平成19年度 二つ橋高等特別支援学校】



【平成31年度 左近山特別支援学校】

- これまで整備を進めてきた市立特別支援学校について今回示された設置基準に照らし合わせると、特に肢体不自由特別支援学校では、ほとんどの学校で在籍している児童・生徒数に対して校舎面積が狭い状況です。

なお、平成31年4月に開校した左近山特別支援学校は、想定していた在籍児童・生徒数に達していない状況にあります。市内においては、地域や学校によって在籍児童・生徒数が偏っていることが課題となっています。

(4) 児童生徒の通学支援状況

- 現在、知的、肢体不自由校を中心とした9校で47コースのスクールバスを運行していますが、コースによっては乗車時間が100分を超える児童生徒もおり、長時間の通学を解消していく必要があります。

- 左近山特別支援学校においては、開校時から一般的なスクールバスの運行に加えて、コースから極端に離れてしまう児童生徒に対して、小型の福祉車両をモデル的に運行しています。

- また、スクールバス乗車中に医療的ケアをすることが難しいため乗車できないなど、保護者の自家用車等で通学せざるを得ない児童生徒がいることも課題となっています。

人工呼吸器を利用する児童や医療的ケアがあつてスクールバスに乗車することが難しい児童生徒に対し、看護師と福祉車両をセットにして通学支援を行うモデル事業（5校12台（R4.5.1現在））を段階的に実施していますが、現状においては小児医療に精通した看護師の確保等が困難で、保護者に同乗を依頼する場合があります。

【参考4：スクールバスの状況等】

- ・スクールバスの運行時間の状況（令和4.5.1現在）

目標時間（60分）を登下校とも超えるコース	16コース
目標時間（60分）を登下校どちらかが超えるコース	11コース
- ・医療的ケアなどがあり、自家用車で通学している児童・生徒数 39人

4 施策の方向

市立特別支援学校の現状と課題等を踏まえ、特に児童・生徒数の増加や医療的ケアへの対応が必要となる知的障害及び肢体不自由特別支援学校を中心に、次の方向で対応していきます。

(1) 特別支援学校の整備等

- 県指針では、特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒数の令和12年度、22年度の推計と設置基準に照らした既存校の状況から、地域によって受け入れ枠の不足が発生することが想定されています。

【表3：特別支援学校の児童・生徒数の推計と設置基準に基づく既存校での受け入れ可能人数】

<横浜東部・川崎南部地域>

川崎南部・ 横浜東部地域	R 2			R 1 2			R 2 2		
	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門 小・中学部	288	255	△ 33	377	255	△ 122	396	255	△ 141
高等部	460	390	△ 70	597	390	△ 207	604	390	△ 214
肢体不自由教育部門	198	164	△ 34	204	164	△ 40	190	164	△ 26
計	946	809	△ 137	1,178	809	△ 369	1,190	809	△ 381

横浜東部地域：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区（川崎南部地域：川崎区、幸区、中原区）

既存校 県立3校：中原養護学校（知・肢）、鶴見養護学校（知）、横浜南養護学校（病）、県立分教室2校：住吉分教室（中原養護）、岸根分教室（鶴見養護）、市立6校：横浜市立 中村特別支援学校（肢）、浦舟特別支援学校（病）、盲特別支援学校（視）、川崎市立 田島支援学校（肢・知）、田島支援学校桜校（肢・知）、聾学校（聴）、国立1校：横浜国立大学教育学部附属特別支援学校（知）、私立2校：聖坂養護学校（知）、横浜訓盲学院（視）

<横浜北部・川崎北部地域>

川崎北部・ 横浜北部地域	R 2			R 1 2			R 2 2		
	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門 小・中学部	396	440	44	460	440	△ 20	486	440	△ 46
高等部	627	657	30	661	657	△ 4	643	657	14
肢体不自由教育部門	160	170	10	165	170	5	155	170	15
計	1,183	1,267	84	1,286	1,267	△ 19	1,284	1,267	△ 17

横浜北部地域：港北区、緑区、青葉区、都筑区（川崎北部地域：高津区、多摩区、宮前区、麻生区）

既存校 県立4校：高津養護学校（知）、麻生養護学校（知・肢）、あおば支援学校（知・肢）みどり養護学校（知）、県立分教室4校：生田東分教室（高津養護）、川崎北分教室（高津養護）、元石川分教室（麻生養護）、新栄分教室（みどり養護）市立2校：横浜市立北綱島特別支援学校（肢）、川崎市立中央支援学校（知・肢・病）、市立分教室1校：川崎市立聾分教室（川崎市立中央支援学校）

<横浜南部・横浜西部地域>

横浜南部・ 横浜西部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学部	604	602	△ 2	601	602	1	585	602	17
	高等部	1,312	1,244	△ 68	1,449	1,244	△ 205	1,329	1,244	△ 85
肢体不自由教育部門		463	464	1	411	464	53	366	464	98
計		2,379	2,310	△ 69	2,461	2,310	△ 151	2,280	2,310	30

横浜南部地域、横浜西部地域：磯子区、金沢区、戸塚区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、泉区、栄区
 既存校 県立5校：保土ヶ谷養護学校（知）、瀬谷養護学校（知）、金沢養護学校（知・肢）三ツ境養護学校
 （知・肢）、横浜ひなたやま支援学校（知／高等部のみ）、県立分教室6校：横浜平沼分教室（保土ヶ谷養護）、
 舞岡分教室（保土ヶ谷養護）、瀬谷西分教室（三ツ境養護）、横浜氷取沢分教室（金沢養護）、大和東分教室
 （瀬谷養護）、大和南分教室（瀬谷養護）、市立9校：横浜市立上菅田特別支援学校（肢）、左近山特別支援学校
 （肢）、若葉台特別支援学校（知・肢）、本郷特別支援学校（知）、港南台ひの特別支援学校（知）、東俣野特別
 支援学校（肢）、二つ橋高等特別支援学校（知／高等部のみ）、日野中央高等特別支援学校（知／高等部のみ）、
 ろう特別支援学校（聴）
 （「県指針」より抜粋）

ア 知的障害教育部門

- 横浜東部・川崎南部地域においては児童・生徒数が令和2年度748人、令和12年度974人、令和22年度1,000人と、今後も増加し続けることが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には小・中学部122人、高等部207人の受け入れ枠不足が想定されています。
- 横浜北部・川崎北部地域においては児童・生徒数が令和2年度1,023人、令和12年度1,121人、令和22年度1,129人と、今後も増加し続けることが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には小・中学部20人、高等部4人の受け入れ枠不足が想定されています。
- 横浜南部・横浜西部地域においては児童・生徒数が令和2年度1,916人、令和12年度2,050人、令和22年度1,914人と想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には高等部において205人の受け入れ枠不足が想定されています。
- こうした状況を受け、児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、県教育委員会は市東部地域へ知的障害教育部門（肢体不自由教育部門併置）の県立特別支援学校を新設する方向を示しており、神奈川県に協力して実現を目指します。

- また、県指針では、既存の県立高等学校施設を活用した分教室（高等部知的障害教育部門）等の教育環境の整備、適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など、多様な学びの場を整備するとしています。あわせて、本市に隣接する川崎市南部地域への知的障害教育部門の県立特別支援学校新設による全体の受け入れ枠の拡大を示しています。
- 県立特別支援学校新設の整備状況等に合わせ、県教育委員会等と協議を進め、既存の特別支援学校の通学区域の変更を検討、実施します。
- なお、市南部地域・西部地域においては令和12年度に知的障害教育部門高等部において205人の受け入れ枠不足が想定されており、県指針では、川崎南部地域、横浜東部地域における整備の進捗に合わせて、既存の特別支援学校の通学区域の変更や県立高等学校施設を活用した分教室等の教育環境の整備や適正配置等を検討するとされていますが、既存の市立特別支援学校についても、今後の児童・生徒数や状況に関する動向を注視し、必要に応じて増築等の対応について検討します。

イ 肢体不自由教育部門

- 横浜東部・川崎南部地域においては児童・生徒数が令和2年度198人、令和12年度204人、令和22年度190人と想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には40人の受け入れ枠不足が想定されています。
- 横浜北部・川崎北部地域においては児童・生徒数が令和2年度160人、令和12年度165人、令和22年度155人となることが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度の受け入れ枠には5人の余裕ができることが想定されています。
- 横浜南部・横浜西部地域においては児童・生徒数が令和2年度463人、令和12年度411人、令和22年度366人と減少することが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度の受け入れ枠には53人の余裕ができることが想定されています。
- こうした状況を受け、児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、県教育委員会は前述のとおり市東部地域へ肢体不自由教育部門（知的障害併置）の県立特別支援学校を新設する方向を示しており、神奈川県に協力して実現を目指します。

- 設置基準や県指針を踏まえ、県が新設する予定の横浜東部地域及び湘南地域の肢体不自由校や現状の児童・生徒数の増加も見据え、県教育委員会と協議を進め、順次、通学区域の変更等を検討、実施します。こうした取組を通じて、横浜市民の受け入れ枠も増加することが見込まれます。

(2) 医療的ケアへの取組の充実

- 本市は、昭和 50 年代から全国に先駆けて、重度重複障害があり医療的ケアが必要な児童生徒の通学に必要な施策に、教員が大きな役割を果たしながら取り組んできました。また、平成 24 年度に喀痰吸引等制度が整備される以前から、肢体不自由特別支援学校に学校看護師を配置して、医療体制整備を図ってきました。今後もこの強みを生かしながら、高度化、多様化、複雑化する医療的ケアに対応できる学校組織となるよう、多職種協働の充実を進めます。
- 医療的ケア体制の充実を目指し、学校看護師の拡充、指導的看護師の育成、年間を通じた研修の充実など人材育成に取り組みます。さらに、最新の情報や情勢に合わせて継続的に「医療的ケア実施の手引き」を改訂し、学校での医療的ケアが安心・安全に、そして円滑に実施できるようにしていきます。また、医療機関や各種専門職、保護者等との連携の機会を充実させていきます。
- 人工呼吸器を使用する児童生徒の校内での保護者の付添い解消や、スクールバス乗車中に医療的ケアをすることが難しいため乗車できていない児童生徒への通学支援等、医療的ケアが必要な児童生徒の学習の充実と自立の促進、そしてご家庭の負担軽減に、より一層力を入れて取組を進め、令和 3 年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を施策に反映させていきます。

【参考 5：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律】

令和 3 年 6 月公布、9 月施行。医療的ケア児やその家族に対する支援に関し、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することなど、5 つの基本理念を掲げている。国や地方公共団体等の責務を明らかにし、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めている。

(3) 設置基準への対応

- 本市はこれまで、全国に先駆けて重度重複障害のある児童生徒の教育保障に取り組んできた経緯等があり、小学校と併設する小規模な市立肢体不自由特別支援学校（中村、北綱島、東俣野特別支援学校）には重複障害のある児童生徒が多く在籍しています。設置基準上、障害が重複する場合は必要な校舎面積が増えることとなります。今後の取組にあたっては、様々な子ども達がともに学び、関わり合いを持つ中でさらなる成長を目指す趣旨を勘案しつつ、長期的には設置基準を踏まえた建替え等も視野に入れて検討します。
- なお、設置基準では、既存の特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、従前の例によることができるとされています。前述の小規模な市立肢体不自由特別支援に加えて、その他の各校についても、引き続き、学校施設の計画的な保全を行いながら、可能な範囲で教室・設備改修等に取り組み、短・中期的にも教育環境の整備・充実を図ります。
- また、市立肢体不自由特別支援学校全体において、多様化する生徒の実態に併せ、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領に準じた教育を行う教育課程についても、ICTを活用したサテライト方式による授業展開の検討実施など、ハード面以外も併せて検討していきます。
- 特別支援学校には、スクールバスレーンやスロープ、床暖房設備、パン工房など地域の小中学校や高等学校には備えていない設備があります。校舎そのものの長寿命化の取組に加え、設備の計画的な入れ替えを行っていきます。

(4) 障害別各校への対応

- 知的障害、肢体不自由校以外の種別については、現時点では校舎面積として設置基準上の課題はありませんが、それぞれ固有の課題があります。盲特別支援学校では弱視通級や個別支援学級への相談やアウトリーチによる支援、ろう特別支援学校では人工内耳等の拡大による早期の療育への支援などです。特に両校は市内唯一の視覚、聴覚障害児の特別支援学校として、視覚、聴覚に障害のある児童生徒を中心に乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援の一端を担っていく必要があります。

また、病弱特別支援学校ではICTを活用した原籍校への支援の必要性の高まりや、高等学校在籍中の長期療養生徒への支援が難しいことへの対応の検討、さ

らに高等特別支援学校においては中学校個別支援学級卒業生の進路の多様化等を踏まえた今後のあり方検討など、課題は多岐に渡ります。

それぞれについて、整備等に関する考え方と並行して検討を進めます。

(5) その他

○ 通学区域の再編や福祉車両による通学支援のモデル実施による検討などにより、スクールバス運行時間の長時間化を解消し、概ね1時間以内での通学を目指します。

○ 増加する個別支援学級や通級指導教室を利用する児童生徒がそれぞれの場で学びを深めることができるよう必要な環境整備を行っていきます。

○ また、全ての子どもにあらゆる教育の場で一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮が提供できるよう、全ての教職員は校種にかかわらず特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められています。特別支援教育にかかる専門研修や横浜型センター的機能の活用を推進するなど、教職員の専門性の向上を図ります。

5 見直しの視点

この「考え方」については、本市における現状と課題や設置基準や県指針を踏まえ、対応の方向性を定めていますが、今後の個別支援学級に在籍する児童・生徒数の伸びや医療的ケアへの取組の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

〈参考〉 市内特別支援学校一覧

令和2年5月1日現在

	併置	創立	分教室	設置学部					幼児児童生徒数(人)								
				幼稚部	小学部	中学部	高等部	その他	合計	障害種別小計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	訪問(人数)	
視覚	市	盲	S25	○	○	○	○	専攻科	103	103	14	18	19	22	30		
	私	横浜訓盲学院	S26	○	○	○	○	専攻科	41	41	6	12	6	6	11		
小計									144	144	20	30	25	28	41		
聴覚	市	ろう	S8	○	○	○	○		110	110	15	34	29	32			
小計									110	110	15	34	29	32			
知的	市	港南台ひの	S46		○	○	○		207	207		85	43	79			
		日野中央高等	S56				○		186	186				186			
		本郷	S54		○	○	○		171	171		71	50	50			
		二つ橋高等	H19				○		145	145				145			
	県	みどり	S53	新栄		○	○	○		218	218		55	44	119		
		鶴見	S55	岸根		○	○	○		254	254		80	47	127		
		保土ヶ谷	S51	舞岡・平沼		○	○	○		296	296		66	41	189		
		瀬谷	S46	天和東・天和南		○	○	○		302	302		81	61	160		
		横浜ひなたやま	H25					○		134	134				134		
	国	横浜国立大学附属	S54			○	○	○		67	67		18	20	29		
私	聖坂	S42			○	○	○	専攻科	96	96		24	24	30	18		
小計									2076	2076	0	480	330	1248	18		
肢体	市	北綱島	S60	サルビア		○	○	○	訪問	71	71		34	15	22		4
		中村	S57	港南		○	○	○	訪問	86	86		45	21	20		6
		東俣野	S61			○	○	○	訪問	44	44		23	11	10		6
		上菅田	S49			○	○	○	訪問	187	187		56	55	76		1
		左近山	H31			○	○	○	訪問	33	33		20	10	3		2
小計									421	421	0	178	112	131	0	19	
知的 肢体	市	若葉台	(肢)	S59		○	○	○	訪問	171	88		43	20	25		8
			(知)					○				83			83		
	県	あおば	(肢)	R2		○	○	○		85	17		15	2			
			(知)				○	○			○		68		27	17	24
		金沢	(肢)	H19		○	○	○	訪問	299	57		29	15	13		5
			(知)		横浜水取沢		○	○			○		242		65	41	136
三ツ境	(肢)	S46			○	○	○		204	54		19	17	18			
	(知)	S62	瀬谷西				○				150				150		
小計									759	759	0	198	112	449	0	13	
病弱	市	浦舟	S41			○	○		訪問	24	24		13	11			12
	県	横浜南	S52			○	○	○	訪問	77	77		47	24	6		6
小計									101	101	0	60	35	6	0	18	
合計									3611	3611	35	980	643	1894	59	50	

※「訪問」・・・訪問教育。通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、特別支援学校における教育の一形態として、家庭又は施設等に教員を派遣して行う教育である。

〈参考〉 市内特別支援学校一覧

令和3年5月1日現在

	併置	創立	分教室	設置学部					幼児児童生徒数(人)									
				幼稚部	小学部	中学部	高等部	その他	合計	障害別小計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	訪問(内数)		
視覚	市	盲	S25		○	○	○	○	専攻科	80	80	10	15	20	12	23		
	私	横浜訓盲学院	S26		○	○	○	○	専攻科	41	41	7	12	6	2	14		
小計										121	121	17	27	26	14	37		
聴覚	市	ろう	S8		○	○	○	○		102	102	12	32	26	32			
小計										102	102	12	32	26	32			
知的	市	港南台ひの	S46			○	○	○		214	214		86	53	75			
		日野中央高等	S56					○		188	188				188			
		本郷	S54			○	○	○		170	170		75	45	50			
		二つ橋高等	H19					○		141	141				141			
	県	みどり	S53	新栄		○	○	○		214	214		58	42	114			
		鶴見	S55	岸根		○	○	○		262	262		85	49	128			
		保土ヶ谷	S51	神岡・平沼		○	○	○		300	300		74	40	186			
		瀬谷	S46	大和東・大和南		○	○	○		283	283		82	61	140			
		横浜ひなたやま	H25					○		135	135				135			
	国	横浜国立大学附属	S54			○	○	○		63	63		17	19	27			
私	聖坂	S42			○	○	○	専攻科	98	98		24	24	30	20			
小計										2068	2068	0	501	333	1214	20		
肢体	市	北綱島	S60	サルビア		○	○	○	訪問	67	67		33	19	15		5	
		中村	S57	港南		○	○	○	訪問	74	74		33	23	18		4	
		東俣野	S61			○	○	○	訪問	47	47		26	11	10		6	
		上菅田	S49			○	○	○	訪問	160	160		47	49	64		3	
		左近山	H31			○	○	○	訪問	40	40		22	11	7		1	
小計										388	388	0	161	113	114	0	19	
知的 肢体	市	若葉台	(肢)	S59			○	○	○	訪問	166.	86		46	17	23	8	
			(知)					○				80			80			
	県	あおば	(肢)	R2			○	○	○		132	24		21	3	0		
			(知)				○	○	○			108		32	20	56		
		金沢	(肢)	H19	横浜永取沢			○	○	○	訪問	303	55		26	15	14	5
			(知)					○	○	○			248		75	30	143	
	三ツ境	(肢)	S46	瀬谷西			○	○	○		192	59		23	15	21	5	
		(知)			S62				○			133				133		
小計										793	793	0	223	100	470	0	18	
病弱	市	浦舟	S41			○	○		訪問	22	22		9	13			12	
	県	横浜南	S52			○	○	○	訪問	95	95		53	33	9		11	
小計										117	117	0	62	46	9	0	23	
合計										3589	3589	29	1006	644	1853	57	60	

※「訪問」・・・訪問教育。通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、特別支援学校における教育の一形態として、家庭又は施設等に教員を派遣して行う教育である。

教委第 31 号議案

横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正について

横浜市立高等学校通学区域規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 10 月 21 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和5年度神奈川県入学者選抜(令和4年度実施)から横浜総合高等学校において新たに設定される「在県外国人等特別募集」の実施に伴い、横浜市立高等学校通学区域規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立高等学校通学区域規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立高等学校通学区域規則の一部を改正する規則

横浜市立高等学校通学区域規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「該当する者は、第3条第1項」を「該当する者で、神奈川県内に住所を有するものは、第3条第1項及び第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1 趣旨

神奈川県公立高等学校入学者選抜においては、県内在住の外国人等を対象とした「在県外国人等特別募集」を実施しており、現在、市立高等学校では「全日制の課程」のみなど総合高等学校及び横浜商業高等学校が対象となっています。当該募集における資格要件の緩和に伴う志願者の増加見込みを受け、神奈川県教育委員会から市立高等学校での募集定員増の依頼がありましたので、令和5年度神奈川県入学者選抜（令和4年度実施）から「定時制の課程」の横浜総合高等学校において新たに設定することとしました。

つきましては、横浜総合高等学校において当該募集を新たに行うために、「横浜市立高等学校通学区域規則」（以下「規則」といいます。）を次のとおり改正します。

2 改正の概要

現行の規則第6条では海外帰国者・在県外国人等の学区外からの志願要件を定めておりますが、その対象を「第3条第1項（全日制の課程のうち普通科及び単位制による全日制の課程）」としています。今回の横浜総合高等学校での「在県外国人等特別募集」の実施に伴い、「**第3条第3項（単位制による定時制の課程）**」を追加します。

また、当該募集は、「**神奈川県内に住所を有するもの**」を前提要件とし、神奈川県教育委員会が策定する「実施要領」にて規定しておりますが、今回の改正にあわせ、規則においてもその旨を規定することとします。

【在県外国人等特別募集】

募集概要	資格要件	対象校
神奈川県内に在住で、外国籍を持っている、または日本国籍を取得した受検生を対象とした募集	<ul style="list-style-type: none"> 希望する課程の志願資格を満たしていること 外国の国籍を有する人（難民と認定された人を含む）、または、日本国籍を取得して6年以内の人で、いずれの場合も、入国後の在留期間が通算で6年以内の人 	<ul style="list-style-type: none"> みなと総合高等学校 横浜商業高等学校（国際学科） 【新規】横浜総合高等学校（Ⅱ部）

3 横浜市立高等学校通学区域規則 新旧対照表

現行	改正後
(第1条から第5条、省略)	(第1条から第5条、省略)
<p>第6条</p> <p>前2条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、第3条第1項の規定にかかわらず、学区外の高等学校を志願することができる。</p> <p>(1) 海外からの帰国者を対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者</p> <p>(2) 外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものを対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者</p>	<p>第6条</p> <p>前2条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者で、神奈川県内に住所を有するものは、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、学区外の高等学校を志願することができる。</p> <p>(1) 海外からの帰国者を対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者</p> <p>(2) 外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものを対象とする入学者選抜を行う高等学校の当該入学者選抜を受けようとする者</p>
(第7条から第9条、省略)	(第7条から第9条、省略)

4 施行予定日

令和4年11月4日（金）

(参考：横浜市立高等学校通学区域規則 各条項内容（抜粋）)

条項	条文	区域	対象校
第3条1項	全日制の課程のうち普通科及び単位制による全日制の課程（理数科及び普通科音楽コースを除く） へ就学しようとする者は、本人及びその保護者が 横浜市内に住所を有する場合 に高等学校を志願することができる。	市内在住	金沢、桜、戸塚（普）、東、南、みなと総合
第3条2項	全日制の課程（普通科を除く。）並びに単位制による全日制の課程のうち理数科及び普通科音楽コース へ就学しようとする者は、本人及びその保護者が 神奈川県内に住所を有する場合 に高等学校を志願することができる。	県内在住	横浜商業、Y S F H、戸塚（音）
第3条3項	単位制による定時制の課程 へ就学しようとする者は、 横浜市内に住所又は勤務地を有する場合 に高等学校を志願することができる。	市内在住 又は 在勤	横浜総合
第3条4項	定時制の課程及び別科 へ就学しようとする者は、 神奈川県内に住所又は勤務地を有する場合 に高等学校を志願することができる。	県内在住 又は 在勤	戸塚（定）、横浜商業（別）
第4条 (就学の特例)	(概要) 前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、現に在学し、又は入学していた中学校又は義務教育学校の校長の同意を得た者で、神奈川県内に住所を有するものは、学区外の高等学校へ志願することができる。入学を許可される者の数は 募集定員の別表に定める割合の範囲内 とする。	県内在住 (又は 定時制は 市内在勤)	全て

第5条：身体状況により特例で学区外への志願が認められる場合について規定